

訴 状

平成 25 年 8 月 8 日

東京地方裁判所 御 中

原告 庄司 徳治
同 馬場 悦子
同 水口 和恵
同 渡辺 進

原告ら訴訟代理人

弁護士 三宅 弘
弁護士 中島 敏
弁護士 時井 真
弁護士 尾渡 雄一郎

被告 東京都小平市
代表者 小平市選挙管理委員会

行政処分取消等請求事件

訴訟物の価額 1, 600, 000 円

貼付用印紙額 13, 000 円

請求の趣旨

- 1 小平市選挙管理委員会が、平成 25 年 7 月 29 日付けで原告らに対してなした公文書非公開決定処分はこれを取り消す。
- 2 小平市選挙管理委員会は、原告らが平成 25 年 7 月 26 日に公開請求した別紙文書目録記載の文書について公開決定をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

1 原告らは、平成 25 年 7 月 26 日付けにて、被告に対し、小平市情報公開条例（以下、「情報公開条例」という）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 26 日に小平市で行われた住民投票（以下、「本件住民投票」という）で投票された 51,010 人分の投票用紙（以下、「本件文書」という）の公開を請求した。

2 これに対し、被告は、平成 25 年 7 月 29 日付けにて、本件文書につき非公開とする旨の決定（以下、「本件決定」という。）をなした。その理由は、下記のとおり、本件文書が情報公開条例第 7 条第 1 号（法令秘情報）に該当するというものである。

記

当該市政情報は、東京都の小平都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例第 13 条の 2 の規定の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる情報であるため。

3 しかし、本件文書は、「法令秘情報」ではなく、非公開情報に該当しないことは明白である。

本件文書を非公開とした本件決定は、情報公開条例 7 条 1 号「法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報」（法令秘情報）の規定について、解釈適用を誤ったものであって取り消しを免れない。

すなわち「法令秘情報」とは、

- ①「法令等の規定が開示することができないことを明らかに定めている場合」
- ②「法令等の趣旨及び目的から開示できないと認められる場合」

を指すものと一般に解されている。

上記②の該当性を判断するにあたっては、「条例の基本理念に即して厳格に解釈されなければならない。」とされ、上記②に該当する「法令秘情報」と認定するためには、「少なくともその旨が法律又は条例の当然解釈として肯認できる場

合でなければならない」とすることが裁判例（浦和地方裁判所昭和 59 年 6 月 11 日判決，判例時報 1120 号 3 頁、「都市計画地方審議会の議事録」公開事件）である。

4. 本件文書が「法令秘情報」でなく、非公開情報に該当しないこと、本件決定が「法令秘情報」の規定について、解釈適用を誤ったものであることは、次のとおり明白である。

まず、本件文書を公開できないとの明文規定は、「法令等」、すなわち法令、政令、条例のいずれにも存在せず、したがって上記①に該当しないことは明らかである。

つぎに、②本件文書を非公開とすることが、「法律又は条例（本件決定の理由によれば、住民投票条例 13 条の 2）の当然解釈として肯認できる」ということも到底できない。

すなわち、本件決定が理由とする「東京都の小平都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例」（以下、「住民投票条例」という）13 条の 2 の規定は、2013 年 4 月に住民投票条例の修正として追加されたものであるが、議会における被告の説明（市長、副市長、参事）によれば、13 条の 2 の趣旨、目的は、市長が住民投票の結果を尊重し、市民の意思として東京都及び国の関連機関に通知する（住民投票条例 15 条）ためには、一定の高い投票率があつて、いわば市民の「総意」といえるほどの高い信頼性が必要であることから、投票率 50%の要件を定めたものといえることができる。

前記裁判例が判示するように、上記②の該当性を判断するにあたっては、「条例の基本理念に即して、厳格に解釈されなければならない」のであり、したがって、住民投票条例の基本理念、趣旨、目的に即した解釈を行えば、13 条の 2 に定める投票率要件を充たさなかった場合には、15 条の通知義務等が発生しないことを意味するにすぎず、「本件文書」が 13 条の 2 の規定の当然解釈によって行政秘情報と肯認されるとは到底いえず、上記②の該当性もない。

5. 住民投票に投票率を成立要件とする自治体があるが、この中には上越市市民

投票条例、芦別市住民投票条例、北広島市市民投票条例、埼玉県美里町住民投票条例、佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例のように投票率要件を充足せず、成立しない場合であっても、開票を行うことを規定している条例が複数あり、この事実は住民投票（無記名の秘密投票として行われる）の投票済投票用紙は、性質上、「行政秘情報」に該当するものでないことの証左である。

6. 本件文書が、「行政秘情報」に該当するか否かは、住民投票条例自体の趣旨、目的、自治基本条例、情報公開条例の基本理念、規定等を総合的に考慮したうえで定めるべきであって、これを行うことなく下した本件決定は判断手法も誤りであり、これを行わずに行った13条の2の趣旨、目的、についての判断結果も誤りというべきである。

7. 住民投票条例の趣旨、目的、最高法規性を有する自治基本条例の基本理念、趣旨や情報公開条例の趣旨、規定等を考慮すれば、本件文書は、行政秘情報に該当しないのみならず、積極的に公開すべき情報であるというべきである。

住民投票条例の趣旨は、対象道路計画について、「市民の意向を確認」すること（1条）を目的として制定され、住民投票は、この目的を達するために行われたもの（2条）である。

住民投票条例は、小平市の憲法ともいべき小平市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という）のもとにあって、自治基本条例の趣旨を尊重し、これと整合をはかって制定（自治基本条例37条）された。

「市民が市政に参加する権利」（自治基本条例5条）を行使し、「市民が議会や市長とともに互いに協力して積極的にまちづくりに取り組む」（自治基本条例2条）一環として行われたこと、また、これによって得られた情報は、自治基本条例によって保障された「市民等の「市政に関する情報を知る権利」（自治基本条例6条）の対象となりうることも当然のことである。

また情報公開条例3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用の当たっては、知る権利を十分に尊重するものとする」と規定している。

「知る権利」が憲法 21 条に由来する基本的人権であって、憲法の基礎である
国民主権の理念を実質化することに資するものである。

したがって、憲法 21 条、また、知る権利が最大限尊重されることを明記した
「自治基本条例」、「情報公開条例」の基本理念、趣旨、「住民投票条例」の目的
に基づいて、本件文書が行政秘情報に該当するか否かを判断すべきであり、そ
の結果は、本件文書が行政秘文書に該当しないことが明らかである。

原告らは本件非公開決定の取消し及び別紙文書目録記載の文書の公開決定を
求める。

証拠方法

- 1 甲第 1 号証 公開請求書
- 2 甲第 2 号証 非公開決定通知書
- 3 甲第 3 号証 自治基本条例
- 4 甲第 4 号証 小平市情報公開条例
- 5 甲第 5 号証 東京都の小平都市計画道路 3・2・8 号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例

付属書類

- | | |
|---------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証の写 | 各 1 通 |
| 3 訴訟委任状 | 4 通 |

文書目録

2013年5月26日に小平市で行われた住民投票で投票された51,010人分の投票用紙